



伊藤忠商事株式会社

第101回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項

■ 事業報告	
会計監査人に関する事項	1
内部統制システムに関する基本方針及び その運用状況の概要	2
■ 連結計算書類	
連結持分変動計算書	6
（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書	7
連結注記表	8
■ 計算書類	
株主資本等変動計算書	36
個別注記表	37

本内容は、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、（ご参考）情報を除く本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

<<当社ウェブサイト>> https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/

事業報告

〔会計監査人に関する事項〕

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査または証明業務）についての報酬等の額	770百万円
2 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	2,569百万円

- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していませんので、上記1の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬及び国際会計基準（IFRS）に基づく英文財務諸表に係る監査の報酬を含めています。
- (注2) 当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、内部管理体制評価等についての対価を支払っており、それらは上記2の報酬等の合計額に含めています。
- (注3) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や監査品質、報酬見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
- (注4) 「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項」に記載されている主要な連結子会社及び持分法適用会社のうち、プリマハム(株)及び(株)ヤナセはEY新日本有限責任監査法人、(株)デサント及び不二製油グループ本社(株)は有限責任あずさ監査法人、大建工業(株)は仰星監査法人、海外の連結子会社及び持分法適用会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の品質管理、当社からの独立性等の監査役会が定める評価基準に基づく評価結果及びその他考慮すべき事項を総合的に勘案した結果、会計監査人の解任または不再任が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

〔内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要〕

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。以下、2006年4月19日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。（直近では2024年5月8日付で一部改訂を行っています。）

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンス	1 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。 2 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。 3 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。 4 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
コンプライアンス	1 取締役及びその他役職員は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動指針」に則り行動する。 2 コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。
財務報告の 適正性確保のための体制整備	1 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、C F O（Chief Financial Officer）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に図る。 2 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
内部監査	社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、環境・社会リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

HMC及び各種社内委員会	社長補佐機関としてHMC（Headquarters Management Committee）及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。
ディビジョンカンパニー制	ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。
職務権限・責任の明確化	適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理・報告体制	1 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。 2 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。 3 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。
子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	1 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。 2 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。 3 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

6 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

7 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

重要会議への出席	監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
報告体制	1 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。 2 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。 3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

8 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

報告体制	1 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。 2 コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。 3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、以上により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。
------	--

9 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査部の監査役との連携	監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
外部専門家の起用	監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定め、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況等を確認する体制を取っています。内部統制委員会（2025年度）は、ＣＡＯを委員長、事務局を業務部とし、ＣＦＯ、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べています。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される確認項目ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況等を確認しています。

また、内部統制委員会における審議結果については、ＨＭＣ及び取締役会に対しても年２回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況等について最終的な通期評価を行っています。

内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（2024年度）は、内部統制委員会が２回、コンプライアンス委員会が２回、ＡＬＭ（Asset Liability Management）委員会が12回となっています。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されています。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしています。また、当社は2025年５月２日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について2024年度における構築・運用状況等を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

連結計算書類

〔連結持分変動計算書〕

(第101期 2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・減少・控除)

	株 主 資 本						非支配持分	資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の 構 成 要 素	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	253,448	△446,824	5,032,035	990,033	△401,730	5,426,962	565,159	5,992,121
当 期 純 利 益			880,251			880,251	52,764	933,015
そ の 他 の 包 括 利 益				△140,568		△140,568	△5,101	△145,669
当 期 包 括 利 益			880,251	△140,568		739,683	47,663	787,346
当社株主への支払配当金			△258,614			△258,614		△258,614
非支配持分への支払配当金						－	△28,348	△28,348
自己株式の取得及び処分					△157,810	△157,810		△157,810
子会社持分の取得及び売却 に よ る 増 減 等		3,179		1,672		4,851	△48,834	△43,983
利 益 剰 余 金 へ の 振 替			4,622	△4,622		－		－
当 期 末 残 高	253,448	△443,645	5,658,294	846,515	△559,540	5,755,072	535,640	6,290,712

(第100期 2023年4月1日から2024年3月31日まで（ご参考））

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・減少・控除)

	株 主 資 本						非支配持分	資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の 構 成 要 素	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	253,448	△169,322	4,434,463	606,610	△301,940	4,823,259	644,116	5,467,375
当 期 純 利 益			801,770			801,770	50,153	851,923
そ の 他 の 包 括 利 益				398,255		398,255	24,412	422,667
当 期 包 括 利 益			801,770	398,255		1,200,025	74,565	1,274,590
当社株主への支払配当金			△225,458			△225,458		△225,458
非支配持分への支払配当金						－	△21,404	△21,404
自己株式の取得及び処分					△99,790	△99,790		△99,790
子会社持分の取得及び売却 に よ る 増 減 等		△277,502		6,428		△271,074	△132,118	△403,192
利 益 剰 余 金 へ の 振 替			21,260	△21,260		－		－
当 期 末 残 高	253,448	△446,824	5,032,035	990,033	△401,730	5,426,962	565,159	5,992,121

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しています。

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位：百万円)	
	第101期	第100期
科目	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	933,015	851,923
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	450,007	420,343
有価証券損益	△83,198	△34,817
固定資産に係る損益	14,787	6,059
金融収益及び金融費用	△24,903	△34,548
持分法による投資損益	△349,297	△316,332
法人所得税費用	222,044	243,784
貸倒損失・引当金等	12,236	10,013
資産・負債の変動他	△173,148	△88,646
利息の受取額	47,839	61,789
配当金の受取額	237,948	218,814
利息の支払額	△102,845	△96,119
法人所得税の支払額	△187,207	△264,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	997,278	978,108
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
持分法で会計処理されている投資の取得及び売却	△130,212	△22,926
投資等の取得及び売却	△184,591	△60,569
貸付による支出及び回収による収入	3,004	12,885
有形固定資産等の取得及び売却	△192,634	△136,384
定期預金の増減	△11,834	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△516,267	△205,994
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
社債及び借入金による調達及び返済	219,174	186,196
リース負債の返済額	△260,320	△252,580
当社株主への配当金の支払額	△258,614	△225,458
自己株式の増減	△153,857	△100,083
その他	△71,381	△409,249
財務活動によるキャッシュ・フロー	△524,998	△801,174
現金及び現金同等物の増減額	△43,987	△29,060
現金及び現金同等物の期首残高	600,435	606,002
為替相場の変動による現金及び現金同等物への影響額	△6,875	23,493
現金及び現金同等物の期末残高	549,573	600,435

(注) 当社は、連結キャッシュ・フロー計算書を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。

〔連結注記表〕

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 185社（注1）

主要な連結子会社の名称

	会社名	
	国 内	海 外
連結子会社	Dole International Holdings(株)	伊藤忠インターナショナル会社
	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	伊藤忠(中国)集团有限公司
	伊藤忠エネクス(株)	伊藤忠香港会社
	(株)ファミリーマート	伊藤忠欧州会社
	大建工業(株)	Orchid Alliance Holdings Limited
	タキロンシーアイ(株)	European Tyre Enterprise Limited
	ポケットカード(株)	ITOCHU FIBRE LIMITED
	伊藤忠都市開発(株)	ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd
	プリマハム(株)	
	(株)ヤナセ	
	伊藤忠ロジスティクス(株)	
	伊藤忠食品(株)	
	(株)デサント（注2）	
	(株)日本アクセス	
	シトラスインベストメント合同会社	

(2) 持分法適用会社の数及び主要な持分法適用会社の名称

持分法適用会社の数 78社（注1）

主要な持分法適用会社の名称

	会社名	
	国 内	海 外
持分法適用会社	東京センチュリー(株) 伊藤忠丸紅鉄鋼(株) 不二製油グループ本社(株)（注5）	CSN Mineração S.A.（注3） C.P. Pokphand Co. Ltd.（注4）

- （注1）会社数には、親会社の一部と考えられる投資会社（197社）及び当社もしくは当社の海外現地法人が直接投資している会社を除くその他の会社（504社）を含めておりません。
- （注2）当社の持分法適用会社であった(株)デサントの株式を公開買付により取得し、連結子会社としました。
- （注3）当期より主要な持分法適用会社としてCSN Mineração S.A.を加えております。
- （注4）当社はC.P. Pokphand Co. Ltd.の全株式を2025年4月30日に売却し、同日付で同社は当社の持分法適用会社に該当しないこととなりました。
- （注5）不二製油グループ本社(株)は2025年4月1日に傘下完全子会社の不二製油(株)を吸収合併し、社名を不二製油(株)に変更しております。

(3) 主要な連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

新規

持分法適用会社：CSN Mineração S.A.

除外

連結子会社：ITOCHU Automobile America Inc.

持分法適用会社：ジャパンフーズ(株)、(株)オリエントコーポレーション

3. 重要性のある会計方針

「重要性のある会計方針の要約」注記に記載しております。

〔連結財政状態計算書に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現預金及び定期預金	26百万円
営業債権等	8,428
棚卸資産	60,143
投資及び長期債権	232,980
有形固定資産等	5,641
合計	307,218

(2) 担保に係る債務

借入金（短期）	1,401百万円
営業債務等	55,668
借入金（長期）	2,297
リース負債（短期及び長期）	124,408
合計	183,774

2. 資産から直接控除した引当金

営業債権等の流動資産から直接控除した貸倒引当金	27,860百万円
長期債権等の非流動資産から直接控除した貸倒引当金	37,140百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

2,626,637百万円

4. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額

53,673百万円

5. 投資不動産の公正価値

41,688百万円

6. 保証債務等

当社及び子会社の当期末の関連会社及びジョイント・ベンチャー、並びに一般取引先に対する保証のそれぞれの保証総額及び実保証額は次のとおりです。

なお、保証総額とは、保証契約に係る最高支払限度枠の金額であり、当社及び子会社に支払義務が生じる可能性がある最大金額です。また、実保証額とは、当該最高支払限度枠の範囲内で被保証先が認識した債務額に基づく金額であり、第三者が当社及び子会社に対して差入れた再保証等がある場合に、これらを控除した実質的リスク負担額と考えられる金額です。

(単位：百万円)

	金融保証	取引履行保証	合計
関連会社及び ジョイント・ベンチャーに対する保証			
保証総額	93,254	10,132	103,386
実保証額	79,621	8,139	87,760
一般取引先に対する保証			
保証総額	23,011	49,429	72,440
実保証額	17,392	8,705	26,097
合計			
保証総額	116,265	59,561	175,826
実保証額	97,013	16,844	113,857

当社子会社のJAPÃO BRASIL MINÉRIO DE FERRO PARTICIPAÇÕES LTDA.は、2015年11月に、それまで当社持分法適用会社であったNacional Minérios S.A.（以下、「NAMISA社」という。）とNAMISA社の親会社であるブラジル鉄鋼大手Companhia Siderúrgica Nacionalが保有するCasa de Pedra鉱山及び鉄道会社株式・港湾使用权との統合に伴い設立されたCSN Mineração S.A.（以下、「CM社」という。）を「その他の投資」として保有してきました。その後、2024年11月に当社からCM社に追加出資したことにより、CM社を当社グループの持分法適用会社としております。NAMISA社は、2009年8月から2014年7月にわたる税務上ののれん償却について、2009年から2011年の所得に起因する法人税及び社会負担金に関するタックス・アセスメントを2012年12月にブラジル税務当局より受領しており、これを引継いだCM社は、行政での不服申立手続を終え、2017年9月にブラジリア連邦裁判所に提訴いたしました。また、CM社は2013年から2014年の所得に起因する法人税及び社会負担金に関するタックス・アセスメントを2018年12月にブラジル税務当局より受領しており、2019年1月に行政での不服申立手続を行っております。一連のタックス・アセスメントにつき、税務上ののれん償却が否認された場合の当社グループへの影響額は、当連結会計年度に一部減額が認められた延滞税及び加算税の17,834百万円を含め23,749百万円となります。なお、当該影響額は、株主間協定において統合前のNAMISA社への出資比率に応じて配分することが定められていることから、2024年11月に実施した追加出資に起因する影響額の増加はありません。また、税務訴訟を引継いだCM社が本件に関して計上した債務はありません。

7. 保有資産に係る減損等

当社及び子会社は、保有資産に対する減損テストの結果、当該保有資産に係る資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益で認識しております。

当期の主な減損損失は次のとおりです。

北米合成樹脂関連事業において、物流コスト増加や販売数量減少等に伴う採算悪化により計画未達となったことを受け、事業計画を総合的に見直した結果、同事業に係るのれん及び無形資産に関して、9,601百万円の減損損失を計上しております。

〔連結持分変動計算書に関する注記〕

- 1. 当期末の発行済株式総数は、普通株式1,584,889,504株であります。
- 2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	115,224百万円	利益剰余金	80円	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	143,390百万円	利益剰余金	100円	2024年9月30日	2024年12月2日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	141,960百万円	利益剰余金	100円	2025年3月31日	2025年6月23日

〔金融商品に関する注記〕

- 1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び子会社は、営業債権・債務、融資・保証、社債・借入金、投資及びデリバティブ等の金融商品を有しております。

当社及び子会社は、世界各地で取引及び事業を展開しているため、以下に掲げる為替リスク、金利リスク、商品価格リスク、株価リスク、信用リスク、及び流動性リスクによる影響を受ける可能性があります。当社及び子会社は、定期的なモニタリング等を通じてこれらのリスクを管理しております。

- (1) 為替リスク管理

当社及び子会社は、輸出入取引が主要事業の一つであり、外貨建の取引において為替変動リスクにさらされております。そのため、先物為替予約等のデリバティブを活用したヘッジ取引により、為替変動リスクの軽減に努めております。

- (2) 金利リスク管理

当社及び子会社は、投資活動、融資活動及び営業取引に伴う資金の調達や運用において金利変動リスクにさらされております。そのため、投資有価証券や固定資産等の金利不感応資産のうち、変動金利にて調達している部分を金利変動リスクにさらされている金利ミスマッチ額として捉え、金利が変動することによる損益額の振れを適切にコントロールするために金利変動リスクの定量化に取組んでおります。

また、定期的に金利動向を把握するとともに、「EaR（Earnings at Risk）」を用いて、金利変動による支払利息への影響額をモニタリングしております。

(3) 商品価格リスク管理

当社及び子会社は、様々な商品の売繋ぎを基本とした実需取引を行っておりますが、相場動向を考慮し買越及び売越ポジションを持つことで価格変動リスクにさらされる場合があります。そのため、棚卸資産、売買契約等を把握し、主要な商品についてはディビジョンカンパニーごとにミドル・バックオフィスを設置し、個別商品ごとに商品バランス枠及び損失限度額の設定、モニタリング管理を行うとともに、定期的なレビューを実施しております。

なお、商品価格リスクに対しては商品先物・先渡契約等によるヘッジ取引を行うことでリスクの軽減に努めております。

(4) 株価リスク管理

当社及び子会社は、主に顧客・サプライヤー等との関係強化、または投資先への各種提案等を行うこと等による事業収益追求や企業価値向上を図るため、市場性のある様々な株式を保有しており、これらの株式は株価変動のリスクにさらされております。そのため、株価変動に伴う連結株主資本への影響額を定期的に把握、モニタリングするため、「VaR (Value at Risk) 」を用いております。

(5) 信用リスク管理

当社及び子会社は、国内外の取引先に対し、営業債権、貸付金、保証その他の形で信用供与を行っております。取引先の信用状況の悪化や経営破綻等により、これらの債権等が回収不能となる、あるいは、商取引が継続できないことにより、取引当事者としての義務を果たせず、契約履行責任を負担することとなる等の信用リスクを有しております。そのため、当社及び子会社では、信用供与の実施に際して、信用限度額の設定及び必要な担保・保証等の取得等を通じたリスク管理を行うことでリスクの軽減に努めるとともに、取引先の信用力、回収状況及び滞留債権の状況等に基づいて予想信用損失を見積り、貸倒引当金を設定しております。なお、当社及び子会社は、幅広い地域や業種に広がる多数の取引先と商取引を展開しており、特定の相手先に対して過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。

(6) 流動性リスク管理

当社及び子会社は、投資活動、融資活動及び営業取引に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクにさらされております。そのため、金融情勢の変化に対応した資金調達の機動性の確保と資金コストの低減を目指すとともに、調達先の分散や調達手段の多様化を図っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当期末の金融商品の帳簿価額、公正価値は次のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
FVTPL金融資産	124,144	124,144
FVTOCI金融資産	1,032,332	1,032,332
デリバティブ資産	31,736	31,736
長期債権及び投資・債権以外の長期金融資産 (デリバティブ資産を除く)	410,649	404,714
金融負債		
デリバティブ負債	49,139	49,139
社債及び借入金（長期）及びその他の長期金融負債 (デリバティブ負債を除く)	2,787,884	2,787,652

(注) 連結財政状態計算書の「長期債権」のうち、CITIC Limited株式取得に係るChia Tai Bright Investment Company Limited（以下、「CTB」という。）への株主融資については上記には含めず、後述(4)に当該金融商品に関する情報を記載しております。

(1) 金融商品の公正価値の評価手法

IFRS第13号「公正価値測定」では、公正価値の定義を「測定日時点で市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格」としたうえで、公正価値を、その測定のために使われるインプット情報の外部からの観察可能性に応じて、次の3つのレベルに区分することを規定しております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産または同一負債に係る相場価格を無調整で採用しているもの
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の、直接的または間接的に外部から観察可能なインプット情報を用いて算定される公正価値
- ・レベル3：外部から観察不能なインプット情報を用いて算定される公正価値

当社及び子会社の経常的な公正価値の評価手法は次のとおりです。

FVTPL金融資産、またはFVTOCI金融資産に分類される金融商品は、株式及び債券と、オルタナティブ投資等により構成されております。取引所に上場されている銘柄は、当該取引相場価格を公正価値として使用しております。このうち、取引が頻繁に行われている活発な市場での相場価格が入手できるものはレベル1に分類し、取引頻度が少ない市場での相場価格相当を使用しているものはレベル2に分類しております。取引所に上場されていない銘柄は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄の純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等のインプット情報を総合的に考慮し、割引キャッシュ・フロー法、修正純資産法等を用いて公正価値を測定しております。なお、公正価値の測定に際し、観察不能なインプット情報による影響額が重要な割合を占めるものについてはレベル3に分類し、観察不能なインプット情報による影響額が重要な割合を占めないものについてはレベル2に分類しております。

連結財政状態計算書において、FVTPL金融資産、またはFVTOCI金融資産に分類される金融商品は、「その他の短期金融資産」及び「その他の投資」に含まれております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、主として為替デリバティブ、金利デリバティブ、商品デリバティブにより構成されております。このうち、取引所にて取引が行われているものは当該取引相場価格を公正価値として使用し、レベル1に分類しております。上記以外のデリバティブについては、外部より観察可能なインプット情報のみに基づき、ブラック・ショールズ・モデル等の一般的な公正価値算定モデルを用いて公正価値を測定し、レベル2に分類しております。

連結財政状態計算書において、デリバティブ資産は、「その他の短期金融資産」及び「投資・債権以外の長期金融資産」に含まれており、デリバティブ負債は、「その他の短期金融負債」及び「その他の長期金融負債」に含まれております。

「長期債権」及び「投資・債権以外の長期金融資産」（デリバティブ資産を除く）の公正価値は、同程度の信用格付けを有する貸付金または顧客に同一の残存期間で同条件の貸付または信用供与を行う場合に現在適用される市場での金利に基づいて、将来のキャッシュ・フローを割引くことにより見積っており、レベル2に分類しております。また、貸倒引当金を設定している「長期債権」及び「投資・債権以外の長期金融資産」についてはレベル3に分類しております。

「社債及び借入金（長期）」及び「その他の長期金融負債」（デリバティブ負債を除く）の公正価値は、同一の残存期間を有する債務を当社が調達する場合に現在適用される市場での金利に基づいて、将来のキャッシュ・フローを割引くことにより見積もっており、レベル2に分類しております。

なお、「その他の短期金融資産」に含まれる有価証券及び「その他の投資」において償却原価で測定される金融資産は主に公社債であり、帳簿価額と公正価値は、ほぼ同額となっております。

また、上記以外の流動金融資産及び負債については、主として満期または決済までの期間が短期で構成されており、帳簿価額と公正価値は、ほぼ同額となっております。

当社及び子会社は、当社が定めた公正価値の測定方針及び手続に基づき、公正価値測定の対象となる資産及び負債の性質及び特徴並びにリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプット情報を用いて公正価値を測定しております。レベル3に分類された金融資産は割引キャッシュ・フロー法、修正純資産法等により評価しております。なお、公正価値測定の結果については、ディビジョンカンパニーごとに適切な権限者により承認されております。

割引キャッシュ・フロー法により評価されレベル3に分類された主なもの公正価値は、割引率等の上昇／低下により減少／増加します。割引率は金融資産ごとに決定され、リスクフリーレートにカントリーリスクプレミアム等を加味した率（7～16％程度。但し、ロシアでの資源関連投資についてはカントリーリスクの高まりを反映した割引率）で算定しております。

観察不能なインプット情報を合理的に考えうる代替的な仮定に変更した場合に公正価値の著しい変動は見込まれておりません。

なお、当社及び子会社は、資産・負債のレベル間の振替は、振替のあった各四半期末時点で認識しております。

(2) 公正価値で測定される金融商品に係る当期末の公正価値のレベル別内訳

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
FVTPL金融資産	664	28,597	94,883	124,144
FVTOCI金融資産	590,997	－	441,335	1,032,332
デリバティブ資産	10,280	21,456	－	31,736
金融負債				
デリバティブ負債	8,564	40,575	－	49,139

(3) レベル3に分類されたものに係る当期の増減の内訳

(単位：百万円)

	FVTPL金融資産	FVTOCI金融資産
期首残高	63,667	434,990
包括利益合計	2,715	△49,388
当期純利益（有価証券損益）に含まれるもの	1,630	－
その他の包括利益（FVTOCI金融資産）に含まれるもの	－	△39,700
その他の包括利益（為替換算調整額）に含まれるもの	1,085	△9,688
購入	36,698	27,948
売却	△8,726	△5,336
レベル3からの振替	△173	△1,413
その他	702	34,534
期末残高	94,883	441,335
当期末において保有する資産に係る 「有価証券損益」	△1,509	－

(注) 当期に認識された「レベル3からの振替」は、保有銘柄の上場等に伴い、その取引相場価格により公正価値を測定することが可能となったことによるものです。

(4) CITIC Limited株式取得に係るCTBへの株主融資

当社とCharoen Pokphand Group Company Limitedがそれぞれ50%ずつ出資しているCTBは、CITIC Limitedが発行する同社の普通株式の20%に相当する5,818百万株を保有しており、同社を持分法適用会社としております。当社は、CTBのCITIC Limited株式取得に係る必要資金の調達のため、投資及び株主融資を行っております。

当期末のCITIC Limited株式取得に係るCTBへの投資残高及び株主融資残高は、それぞれ514百万米ドル（76,807百万円）、4,206百万米ドル（628,925百万円）となります。当該株主融資残高は、連結財政状態計算書の「長期債権」に含めて表示しております。

なお、香港証券取引所のCITIC Limited株式の当期末の終値は1株当たり9.60香港ドルであり、当該株価にCTBが保有するCITIC Limitedの株式数を乗じた金額は、55,853百万香港ドル（1,073,555百万円）となります。また、当該金額に当社のCTBに対する出資比率である50%を乗じた金額は、27,927百万香港ドル（536,778百万円）となります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり株主資本	4,059円19銭
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	615円65銭
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	615円65銭

(注) 株式給付型ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、連結財政状態計算書上の「自己株式」として処理しており、上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

当社は、担当する業界、並びに主として取扱う商品及びサービスに応じて、繊維、機械、金属、エネルギー・化学品、食料、住生活、情報・金融、第8の8つのディビジョンカンパニーを設け、それぞれが分掌する事業領域を統括する責任を負う体制としております。当社の経営者は、当該ディビジョンカンパニーをセグメント単位として経営戦略、経営資源の配分を決定し、業績管理についても、「収益」や「当社株主に帰属する当期純利益」をはじめとするいくつかの指標に基づき、当該ディビジョンカンパニーを単位として実施しております。

以上に鑑み、当社は、当該8つのディビジョンカンパニーを報告セグメントとしております。

当期の収益の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

	繊維	機械	金属	エネルギー・ 化学品	食料
外部顧客からの収益	631,303	1,529,969	1,278,771	3,129,473	5,015,134
セグメント間内部収益	5,692	75	－	43,244	14,803
収益合計	636,995	1,530,044	1,278,771	3,172,717	5,029,937

	住生活	情報・金融	第8	その他及び 修正消去	連結合計
外部顧客からの収益	1,520,195	984,699	510,990	123,700	14,724,234
セグメント間内部収益	12,067	15,040	4,840	△95,761	－
収益合計	1,532,262	999,739	515,830	27,939	14,724,234

(注)「外部顧客からの収益」は、顧客との契約から生じた収益及びその他の源泉から生じた収益が含まれております。その他の源泉から生じた収益には、主に原油、天然ガス等のエネルギートレードによる収益、リースに関する収益がありますが、金額に重要性はありません。

2. 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,831,112	2,835,461
契約資産	45,020	45,962
契約負債	193,123	227,969

当社及び子会社が通常の営業活動において、顧客に移転した財またはサービスと交換に受取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを、契約資産として表示しております。契約資産は通常、顧客が対価を支払う、または支払期限が到来する前に当社及び子会社が財またはサービスを顧客へ移転する場合に増加し、当社及び子会社が顧客へ請求することにより減少します。当期の契約資産残高の増加は、主として履行義務の充足の進捗によるものです。

当社及び子会社が通常の営業活動において、顧客に財またはサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受取っている、または対価の期限が到来しているものを、契約負債として表示しております。契約負債は通常、当社及び子会社が財またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受取った場合に増加し、当社及び子会社が履行義務を充足することにより減少します。当期の契約負債残高の増加は、主として前受金の増加によるものです。

当期に認識した収益のうち、当期首の契約負債残高に含まれていたものは、141,196百万円です。

また、当期において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

3. 残存履行義務

当期末現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、エネルギー取引、船舶・航空機取引、システム開発取引、鉄鉱石取引を中心に総額1,633,327百万円です。当該取引のうち、北米LNG販売契約は契約の履行に応じ、今後概ね20年間にわたって収益認識される予定です。その他の取引については、今後概ね3年間にわたって収益認識される予定です。

なお、当該金額は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、実務上の便法を用いて、個別の予想契約期間が1年を超える取引について開示しております。

4. 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産及びその償却費について、金額に重要性はありません。

〔重要な後発事象に関する注記〕

1. C.P. Pokphand Co. Ltd.株式の譲渡

2025年4月21日に開示のとおり、当社はCharoen Pokphand Foods Public Company Limitedの完全子会社であるCPF Investment Limitedに対し、保有するすべてのC.P. Pokphand Co. Ltd.株式を譲渡する旨の契約を締結し、4月30日に当該契約に基づき譲渡を完了しました。

当該事象の結果、翌期の連結計算書類において、有価証券損益等の計上による当期純利益への影響は87,950百万円となる見込みです。

2. 自己株式の取得に係る事項の決定

当社は、2025年5月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を次のとおり決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式を取得するもの。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得しうる株式の総数 : 28,000,000株を上限とする
 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約2.0%)
- ③取得しうる株式の総額 : 150,000百万円を上限とする
- ④取得期間 : 2025年5月7日～2025年12月31日

3. 社債の発行

当社は2024年5月15日の取締役会の決議に基づき、以下の社債を2025年4月10日に日本で発行しました。

- ・発行価額の総額が33,000百万円の2028年満期利率0.948%利付普通社債
- ・発行価額の総額が23,000百万円の2030年満期利率1.113%利付普通社債

〔重要性のある会計方針の要約〕

1. 連結の基礎

(1) 企業結合

当社及び子会社は、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得法により会計処理を行っております。すなわち、企業結合当事者のうち、いずれかの企業を取得企業として、被取得企業において取得時に識別可能な資産及び負債を公正価値（但し、繰延税金資産、繰延税金負債、並びに従業員給付に係る資産及び負債等、IFRS第3号「企業結合」により公正価値以外で測定すべきとされている資産及び負債については、IFRS第3号「企業結合」に規定する価額）で認識し、既保有持分を取得時の公正価値で再測定し、非支配持分を取得時の公正価値または被取得企業の識別可能な純資産の非支配持分の比例持分で測定したうえで、移転された対価、再測定後の既保有持分価額及び非支配持分の合計から識別可能な資産及び負債の価額の合計を差引いたものを、のれんとして認識しております。また、バーゲンパッチェス取引となる場合、すなわちIFRS第3号「企業結合」に基づき測定された識別可能な資産及び負債の価額の合計が取得価額、再測定後の既保有持分価額及び非支配持分の合計を上回る場合は、当該差額を純損益で認識しております。

企業結合を達成するために取得企業で発生したコストは、負債性金融商品及び資本性金融商品の発行に関連する費用を除き、発生時に費用処理しております。

企業結合が生じた連結会計年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当該完了していない項目については最善の見積りに基づく暫定的な金額で測定しております。当社及び子会社は、取得日から最長1年間を当該暫定的な金額を修正することができる期間（以下、「測定期間」という。）とし、測定期間中に入手した新たな情報が、取得日時時点で認識された金額の測定に影響を及ぼすものである場合には、取得日時時点で認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。

(2) 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。当社及び子会社により支配されているかどうかの判断にあたっては、議決権の保有状況の他、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは取締役の過半が当社及び子会社より派遣されている社員で占められているか等、支配の可能性を示す諸要素を総合的に勘案して決定しております。

子会社の財務諸表は、取得日から支配喪失日までの間、当社の連結計算書類に連結しております。子会社の会計方針が当社が採用する会計方針と異なる場合は、当社が採用する会計方針と整合させるため、必要に応じ、修正を加えております。

連結計算書類には、当社と決算期を統一することが、子会社の所在する現地の法制度上不可能である等の理由により、当社の報告期間の末日と異なる報告期間の末日で作成された子会社の財務諸表が一部含まれておりますが、当該子会社の報告期間の末日と当社の報告期間の末日の差異が3か月を超えることはありません。連結計算書類の作成に用いる子会社の財務諸表の報告期間の末日が当社の報告期間の末日と異なる場合、当該子会社の報告期間の末日と当社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引または事象については、調整を行っております。

支配を継続する中での持分買増及び売却等による子会社持分の変動については、資本取引として会計処理し、当該処理に係る非支配持分の増減額と対価の公正価値との差額は、株主資本に直接認識しております。

(3) 支配の喪失

子会社に対する支配を喪失した場合には、当該子会社の資産及び負債、当該子会社に係る非支配持分の認識を中止し、売却持分に係る売却損益を純損益として認識するとともに、支配喪失後も継続して保有する残余持分について支配喪失日の公正価値で再測定し、当該評価差額をその期の純損益として認識しております。

(4) 共通支配下での企業結合

すべての企業結合当事者が企業結合前及び企業結合後いずれにおいても当社及び子会社の支配下にある企業結合については、移転元の資産及び負債の帳簿価額を移転先に引継ぐ処理を行っております。

(5) 関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社とは、当社及び子会社が当該企業の経営戦略及び財務方針等に対し、支配までには至らないが重要な影響力を有している、ジョイント・ベンチャーあるいはジョイント・オペレーション以外の企業をいいます。重要な影響力を有しているかどうかの判定にあたっては、議決権の保有状況（被投資会社の議決権の20%以上50%以下を直接的または間接的に所有している場合は、当該企業に対して重要な影響力を有していると推定する。）、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは全取締役のうち当社及び子会社より派遣されている社員が占める割合等の諸要素を総合的に勘案して決定しております。

共同支配（以下、「ジョイント・アレンジメント」という。）とは、複数の当事者が共同支配により経済活動を行う契約上の取決めがあり、重要な意思決定が支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合をいいます。

ジョイント・ベンチャーとは、ジョイント・アレンジメントのうち、事業を各投資企業から独立した事業体が担っており、各投資企業は当該事業体の純資産に対してのみ権利を有するものをいいます。

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資は、持分法を適用し、取得原価に、取得時以降に投資先が計上した純損益及びその他の包括利益のうち、当社及び子会社の持分に相当する額を当社及び子会社の純損益及びその他の包括利益として認識するとともに、投資価額を増額または減額する会計処理を行っております。関連会社及びジョイント・ベンチャーの取得に伴い認識されるのれんについては、当該残高を投資の帳簿価額に含めております。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーから受取った配当金については、投資価額より減額しております。関連会社及びジョイント・ベンチャーの会計方針が当社が採用する会計方針と異なる場合は、当社が採用する会計方針と整合させるため、必要に応じ、修正を加えております。

連結計算書類には、関連会社を支配する株主及びジョイント・ベンチャーの他のパートナーが当社と異なる報告期間を採用している、あるいは当社と決算期を統一することが当該関連会社及びジョイント・ベンチャーの所在する現地の法制度上不可能である等の理由により、報告期間の末日を統一することが実務上不可能であるため、当社の報告期間の末日と異なる関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資が含まれております。当該関連会社及びジョイント・ベンチャーの報告期間の末日と当社の報告期間の末日の差異が3か月を超えることはありません。報告期間の末日の差異により生じる期間の重要な取引または事象については、調整を行っております。

関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する重要な影響力を喪失し、持分法の適用を中止する場合は、売却持分に係る売却損益を純損益として認識するとともに、残存している持分について公正価値で再測定し、当該評価差額をその期の純損益として認識しております。

(6) ジョイント・オペレーション

ジョイント・オペレーションとは、ジョイント・アレンジメントに参加している投資企業が、関連する資産に対する権利及び負債に対する義務を直接的に有しているものをいいます。

連結計算書類には、ジョイント・オペレーションに関して当社及び子会社が権利を有する資産、当社及び子会社が負担する負債及び費用、並びに稼得した収益のうちの当社及び子会社の持分相当額が含まれております。

(7) 連結上消去される取引

当社及び子会社相互間の債権債務残高及び取引高、並びに当社及び子会社相互間の取引により発生した内部未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

当社及び子会社と関連会社及びジョイント・ベンチャーとの取引により生じる内部未実現損益については、当社及び子会社の持分相当額を消去しております。

2. 外貨換算

(1) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物外国為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日の外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の直物外国為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の直物外国為替レートで機能通貨に再換算しております。

再換算によって生じる為替差額は、純損益として認識しております。但し、取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する資本性金融資産の再換算により発生した差額、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(2) 在外子会社、在外関連会社及びジョイント・ベンチャーの外貨建財務諸表の換算

在外子会社、在外関連会社及びジョイント・ベンチャー（以下、総称して「在外営業活動体」という。）の外貨建財務諸表を換算するにあたっては、資産・負債について期末日の直物外国為替レートを適用し、収益・費用について連結会計期間の期中平均外国為替レートを適用しております。

在外営業活動体の外貨建財務諸表を換算するにあたって生じた差額は、連結包括利益計算書のその他の包括利益（「為替換算調整額」に表示）として認識しております。

当該在外営業活動体に係る為替換算調整額は、在外営業活動体の処分時において、処分による利得または損失が認識される時点で純損益に振替えております。但し、為替換算調整額のうち非支配持分に帰属していた部分については、非支配持分を増減しております。

(3) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

当社及び子会社は、一部の在外営業活動体に対する純投資において、在外営業活動体の機能通貨と親会社の機能通貨との間に発生する為替換算調整額についてヘッジ会計を適用しております。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段に係る公正価値変動のうち、ヘッジの有効部分は、連結包括利益計算書のその他の包括利益（「為替換算調整額」に表示）として認識しております。ヘッジの非有効部分については、純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上したヘッジ手段に係る公正価値変動は、在外営業活動体の処分時に、処分損益の一部として純損益に振替えております。

3. 金融商品

(1) デリバティブを除く金融資産

当社及び子会社は、デリバティブを除く金融資産について、IFRS第9号「金融商品」に基づき、営業債権及びその他の債権は発生日に、それ以外の金融資産の通常の売買は約定日に当初認識しております。デリバティブを除く金融資産の分類及び測定モデルの概要は次のとおりです。

当該金融資産の当初認識時点において、以下2つの要件をともに満たすものを償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外のものを公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とした事業モデルのもと当該資産を保有していること
 - ・契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみにより構成され、かつ発生する日が特定されていること
- 償却原価で測定される金融資産は、当初認識時点において、取得に直接関連する費用を公正価値に加えた価額で測定し、各期末日において、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

公正価値で測定される金融資産は、取得後の公正価値変動を純損益に計上する金融資産（以下、「FVTPL金融資産」という。）と取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する金融資産（以下、「FVTOCI金融資産」という。）に分類しております。

公正価値で測定される金融資産のうち、資本性金融資産については、短期的な売却により差益を得ることを目的としたものはFVTPL金融資産に分類し、それらを除く、主として取引関係の強化を目的として長期的に保有する資本性金融資産等についてはFVTOCI金融資産に分類しております。一方、公正価値で測定される負債性金融資産については、以下2つの要件をともに満たすものをFVTOCI金融資産に分類し、それ以外のものをFVTPL金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とした事業モデルのもと当該資産を保有していること
- ・契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみにより構成され、かつ発生する日が特定されていること

公正価値で測定される金融資産は、当初認識時点において、公正価値で測定しております。取得に直接関連する費用について、FVTOCI金融資産は当初認識額に含めておりますが、FVTPL金融資産は発生時に純損益として認識し、当初認識額には含めておりません。

公正価値で測定される金融資産は、各期末日において公正価値で再測定しております。公正価値の変動額については、FVTPL金融資産は純損益、資本性のFVTOCI金融資産は連結包括利益計算書のその他の包括利益（「FVTOCI金融資産」に表示）として認識しております。一方、負債性のFVTOCI金融資産は、公正価値の変動額から為替差損益と減損損失（及び戻入れ）を除いたものを、その他の包括利益（「FVTOCI金融資産」に表示）として認識しております。また、資本性金融資産に係る受取配当金は、FVTPL金融資産、FVTOCI金融資産のいずれにおいても、純損益で認識しております。

資本性のFVTOCI金融資産を売却した場合は、直近の帳簿価額と受取った対価との差額を、連結包括利益計算書のその他の包括利益（「FVTOCI金融資産」に表示）として認識するとともに、連結財政状態計算書において当該FVTOCI金融資産について売却までに認識したその他の資本の構成要素（「FVTOCI金融資産」に表示）の残高を利益剰余金に振替えております。一方、負債性のFVTOCI金融資産を売却した場合は、直近の帳簿価額と受取った対価との差額を、純損益として認識するとともに、連結財政状態計算書において当該FVTOCI金融資産について売却までに認識したその他の資本の構成要素（「FVTOCI金融資産」に表示）の残高を純損益に振替えております。

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅した場合、または金融資産から生じるキャッシュ・フローを享受する権利を譲渡した場合において、すべてのリスクと経済価値を実質的に移転した場合については、金融資産の認識を中止しております。

(2) 現金同等物

現金同等物には、流動性の高い、容易に換金可能で、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資（当初決済期日が3か月以内）及び短期の定期預金（当初満期日が3か月以内）等が含まれております。

(3) デリバティブを除く金融負債

デリバティブを除く金融負債は、契約上の義務が発生した時点において、公正価値から当該金融負債発生に直接関連する費用を控除した価額で測定しております。

デリバティブを除く金融負債は、公正価値で測定されるものと、償却原価で測定されるものに分類されます。公正価値で測定される金融負債は、各期末日において公正価値で再測定し、公正価値の変動は純損益として計上しております。また、償却原価で測定される金融負債は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

債務者が債権者に支払い、債務を免除された時点、または契約中に債務が免責、取消、または失効となった時点で、金融負債の認識を中止しております。

(4) デリバティブ及びヘッジ活動

当社及び子会社は、主として、為替変動リスク、金利変動リスク、あるいは商品相場変動リスク等をヘッジする目的で為替予約契約、金利スワップ契約及び商品先物契約等をはじめとするデリバティブを保有しております。デリバティブについては、その保有目的や保有意思にかかわらず公正価値で資産または負債として認識しております。デリバティブの公正価値の変動額は、そのデリバティブの使用目的及び結果としてのヘッジ効果の有無に従って、次のとおり処理しております。

- ・既に認識された資産もしくは負債、または未認識の確定約定の公正価値の変動に対するヘッジであり、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係がある等、ヘッジ関係が有効性の要求を満たし、かつヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにリスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略が文書により指定されているものについては、公正価値ヘッジとして指定し、デリバティブの公正価値の変動をヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益（または資本性のFVTOCI金融資産をヘッジ対象として指定する場合は、その他の包括利益）として認識しております。
- ・予定取引または既に認識された資産もしくは負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係がある等、ヘッジ関係が有効性の要求を満たし、かつヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにリスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略が文書により指定されているものについては、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、デリバティブの公正価値の変動を連結包括利益計算書のその他の包括利益（「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に表示）として認識しております。当該会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の予定取引、または既に認識された資産もしくは負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動が実現するまで継続しております。また、ヘッジの効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。
- ・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段に係る公正価値変動については、「2. 外貨換算 (3) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」に記載する処理を行っております。
- ・上記以外のデリバティブの公正価値の変動については、純損益として認識しております。

当社及び子会社は、上記公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジを適用するにあたり、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係を判断するために、ヘッジ開始時において及びその後も継続してデリバティブがヘッジ対象の公正価値または将来キャッシュ・フローの変動の影響を有効に相殺するかどうかについて、評価を行っております。

ヘッジ会計は、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった時点で将来に向かって中止しております。

(5) 金融資産及び負債の表示

以下のいずれの要件にも該当する場合には、金融資産と金融負債を相殺し、純額を連結財政状態計算書上に表示しております。

- ・認識された金額を相殺することについて、法的に強制可能な権利を現在有している
- ・純額で決済する、あるいは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意図を有している

4. 棚卸資産

棚卸資産は主として、商品、製品、販売用不動産、原材料及び貯蔵品、仕掛品から構成されております。

トレーディング目的以外で保有する棚卸資産については、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定し、棚卸資産の再測定による帳簿価額の変動額は売上原価として認識しております。正味実現可能価額は、売約価額または通常の営業過程での予想売価から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額で算定しております。

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、販売費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動額は発生した期の純損益として認識しております。

棚卸資産の原価は、個々の棚卸資産に代替性がない場合には、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合には、主として加重平均法に基づいて算定しております。

5. 有形固定資産

(1) 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、設置費用及び稼働可能な状態にするために必要とされる直接付随費用、将来の解体・除去費用及び敷地の原状回復費用の見積額、及びIAS第23号「借入コスト」に基づき、資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産において、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、当該構成要素ごとに残存価額、耐用年数及び減価償却方法を判定し、別個の有形固定資産項目として会計処理しております。

有形固定資産の処分時には、正味の受取額と資産の帳簿価額との差額を純損益として認識しております。

(2) 減価償却

使用権資産以外の有形固定資産は、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、当該資産の見積耐用年数（建物及び構築物は2年～60年、機械装置及び車両は2年～33年、器具備品及び事務機器は2年～20年）に基づく定額法、もしくは生産高比例法により減価償却を行っております。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法については、毎期末見直しを行い、必要に応じて改定しております。

6. 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入、不動産相場の値上がりに伴う転売益、もしくはその両者を得ることを目的として保有される不動産をいい、通常の営業過程で販売する不動産や、商品またはサービスの製造・販売、またはその他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

投資不動産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

使用権資産以外の投資不動産は、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、当該資産の見積耐用年数（2年～50年）に基づく定額法により減価償却を行っております。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。

7. のれん及び無形資産

(1) のれん

のれんは、償却を行わず、少なくとも年に1度、更には減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた場合はその都度、資金生成単位を基礎とした減損テストを実施しております。

(2) 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。また、開発活動による支出について、信頼性をもって測定可能であり、開発の結果により将来経済的便益を得られる可能性が高く、かつ当社及び子会社が当該開発を完了させ、成果物を使用または販売する意図及び十分な資源を有している場合においては、当該開発活動による支出を無形資産として認識しております。

無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、見積耐用年数（商標権及びその他無形資産は5年～42年、ソフトウェアは3年～10年）に基づく定額法により、償却を行っております。各会計期間に配分された償却費は、純損益として認識しております。

無形資産の残存価額、耐用年数及び償却方法については、毎期末見直しを行い、必要に応じて改定しております。

当社及び子会社は、一部の商標権等について耐用年数を確定できない無形資産を有しております。耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、少なくとも年に1度、更には減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた場合はその都度、資金生成単位を基礎とした減損テストを実施しております。

8. リース

当社及び子会社は、IFRS第16号「リース」に基づき、契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かについて、法的な契約形態がリース契約となっているかどうかにかかわらず、取引の経済実態を検討のうえ、判断し、次のとおり処理しております。

(1) 借手リース

契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済に配分し、金融費用は連結包括利益計算書の「支払利息」に含めて表示しております。

使用权資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を連結財政状態計算書の「有形固定資産」及び「投資不動産」に含めて表示しております。取得原価には、リース負債の当初測定金額に加えて当初直接コスト等を含めております。使用权資産は、原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合、または購入オプションの行使を見込む場合は原資産の見積耐用年数、その他の場合は見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。

(2) 貸手リース

契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転しているものはファイナンス・リースに分類し、ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リースについては、正味リース投資未回収額をリース債権として認識しております。受取リース料は、実効金利法に基づき金融収益とリース債権の回収に配分し、金融収益は連結包括利益計算書の「受取利息」に含めて表示しております。また、当該ファイナンス・リースが財の販売を主たる目的とし、販売政策上の目的で実行するものである場合は、リース対象資産の公正価値と最低リース料総額を市場金利で割引いた金額のいずれか低い額を連結包括利益計算書の「収益」として認識し、当該リース対象資産の購入価額を連結包括利益計算書の「売上原価」として認識しております。

オペレーティング・リースについては、他の規則的な方法が借手の便益のパターンをより適切に表す場合を除いて、受取リース料をリース期間にわたって均等に、純損益にて認識しております。

9. 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産または処分グループのうち、売却計画の実行を確約しており、1年以内に売却する可能性が高く、かつ現在の状態で即時に売却可能なものを売却目的で保有する非流動資産または処分グループに分類し、流動資産に振替えております。売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

10. 減損

(1) 償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産

償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産については、予想信用損失を見積って、減損損失を純損益で認識しております。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12か月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（12か月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。一方、期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想残存期間のすべてにわたり生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。信用リスクが著しく増大しているかどうかは、期日経過情報の他、信用不安事象の発生の有無等、合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

但し、営業債権及び契約資産並びにリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しております。

予想信用損失は、契約上のキャッシュ・フローと回収可能なキャッシュ・フロー見込額の差額をもとに見積っており、見積りに際しては、過去の貸倒実績、債務者の現在の財政状態並びに将来予測に関する入手可能で合理的かつ裏付け可能な情報を織込んでおります。

(2) 有形固定資産、投資不動産、のれん及び無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資

有形固定資産、投資不動産、のれん及び無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資については、各四半期末において減損の兆候の有無を判定のうえ、減損の兆候があると判断される場合には、以下に掲げる減損テストを実施しております。加えて、のれん、耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年に1度、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

減損テストは、資金生成単位ごとに行っております。資金生成単位の識別にあたっては、個別資産について他の資産とは独立してキャッシュ・フローを識別可能である場合は当該個別資産を資金生成単位とし、個別資産について独立してキャッシュ・フローを識別することが不可能な場合は独立したキャッシュ・フローが識別できる最小単位になるまで資産をグルーピングしたものを資金生成単位としております。のれんについては、事業セグメントと同等かそれより小さい単位で、のれんを内部管理する最小の単位に基づき資金生成単位を決定しております。

のれんを含む資金生成単位の減損テストを実施する場合は、まず、のれん以外の資産の減損テストを実施し、当該のれん以外の資産について必要な減損を認識した後に、のれんの減損テストを行っております。

減損テストを実施するにあたっては、当該資金生成単位の回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。なお、使用価値とは、資金生成単位の継続的使用及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値合計をいいます。

資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益で認識しております。認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するよう配分し、次に資金生成単位内ののれんを除く各資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

全社資産は独立したキャッシュ・フローを生み出していないため、全社資産の減損テストは、その帳簿価額を各資金生成単位に合理的な方法で配分したうえで、配分された全社資産の帳簿価額の一部を含む、資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額と比較する方法により行っております。

過年度に認識した減損損失が明らかに減少または存在しない可能性を示す兆候がある場合で、当該資産の回収可能価額の見積りが帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入額は、減損損失を認識しなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額を上限としております。但し、のれんについては減損損失の戻入は行っておりません。

関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資の帳簿価額の一部に含まれる当該投資に係るのれんについては、他の部分と区分せず、当該投資全体の帳簿価額を、減損テストの対象としております。

11. 従業員給付

(1) 確定給付型退職後給付

確定給付型退職後給付制度とは、次に掲げる確定拠出型退職後給付制度以外の退職後給付制度をいいます。

確定給付型退職後給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付制度債務の現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として、退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

制度の改定により生じた、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動額は、制度の改定があった期の純損益として認識しております。

また、当社及び子会社は、確定給付型退職後給付制度から生じるすべての数理計算上の差異について、連結包括利益計算書のその他の包括利益（「確定給付再測定額」に表示）として認識し、ただちに利益剰余金に振替えております。

(2) 確定拠出型退職後給付

確定拠出型退職後給付制度とは、一定の掛金を他の独立した事業体に支払い、その拠出額を超える支払いについて法的債務または推定的債務を負わない退職後給付制度をいいます。

確定拠出型退職後給付制度においては、発生主義に基づき、従業員が関連する勤務を提供した期間に対応する掛金額を純損益として認識しております。

(3) 複数事業主制度

一部の子会社は、複数事業主制度に加入しております。複数事業主制度については、当該制度の規約に従って、確定給付型退職後給付制度と確定拠出型退職後給付制度に分類し、それぞれの退職後給付制度に係る会計処理を行っております。但し、確定給付型退職後給付制度に分類される複数事業主制度について、確定給付型退職後給付制度に係る会計処理を行うために十分な情報を入手できない場合は、確定拠出型退職後給付制度に係る会計処理を適用しております。

(4) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、会計期間中に従業員が勤務を提供したもので、当該勤務の見返りに支払うと見込まれる給付金額を純損益として認識しております。賞与については、当社及び子会社が支払いを行う法的債務または推定的債務を有しており、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に、支払見積額を負債として認識しております。

12. 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社及び子会社が現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。

(1) 資産除去債務引当金

資産除去債務に係る引当金は、法令や契約等により有形固定資産の解体・除去及び敷地の原状回復等の義務を負っている場合、または業界慣行や公表されている方針・明確な文書等により、有形固定資産の解体・除去及び敷地の原状回復等を履行することを表明しており、外部の第三者が当該履行を期待していると推定される場合に、当該解体・除去及び原状回復等のための見積費用を認識しております。

(2) リストラクチャリング引当金

リストラクチャリングに係る引当金は、詳細な公式計画があり、リストラクチャリング計画の実施を開始または公表した時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する以下に該当する直接支出のみを計上対象としております。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・会社の継続的活動には関連しないもの

(3) 訴訟損失引当金

訴訟提起により発生しうる損害賠償等の損失に係る引当金は、訴訟提起されており、外部の第三者に対して損害賠償等を支払わなければならない可能性が高い場合に、当該損害賠償等による損失見積額を認識しております。

(4) 債務保証等損失引当金

債務保証等の契約履行により発生しうる損失に係る引当金は、被保証人において特定の債務不履行があった場合に、当該債務の弁済や金銭による補償等を行うことを約する契約に係る予想信用損失を認識する他、当期以前に締結済みの契約を履行するためのコストが、当該契約により受取ると見込まれる経済的便益を上回る可能性が高い場合等に、損失見積額を認識しております。

(5) 賦課金

賦課金とは、経済的便益を含んだ資源の流出であって政府が法令等に従って企業に課すものであり、支払義務が発生した時点で、賦課金に係る支払見込額を認識しております。

13. 資本

普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に係る付随費用は、税効果控除後の金額にて資本から控除しております。

自己株式は資本の控除項目としております。自己株式を取得した場合は、その対価及び付随費用（税効果控除後）を資本から控除しております。自己株式を売却した場合は、その対価に相当する額を資本の増加として認識しております。

14. 収益

当社及び子会社は、収益に係る会計処理について、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、次の5ステップに従って、収益を認識しております。

ステップ1 契約の識別

ステップ2 履行義務の識別

ステップ3 取引価格の算定

ステップ4 取引価格の履行義務への配分

ステップ5 履行義務の充足による収益の認識

「商品販売等に係る収益」及び「役務提供及びロイヤルティ取引に係る収益」は、顧客との契約に係る履行義務が充足された時点、すなわち当社及び子会社が提供する財またはサービスに対する支配が顧客に移転した一時点で認識しております。なお、提供する財またはサービスの対価について、顧客が支払う時点と、財またはサービスを顧客に移転する時点との間が1年以内と見込まれる場合は、実務上の便法を使用し、金融要素の調整は行っておりません。また、対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、変動対価を取引価格に含めております。取引形態ごとの収益認識基準は次のとおりです。

(1) 商品販売取引

商品販売を収益の源泉とする取引には、繊維、機械、金属、エネルギー・化学品、食料、住生活、情報・金融、第8の8つのセグメントの卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売等があります。これらの取引については、顧客への商品の引渡し、倉庫証券の交付、検収書の受領等、契約上の受渡し条件が履行された時点をもって履行義務が充足され、収益を認識しております。また、機械セグメント等の工事請負取引、情報・金融セグメント等のソフトウェアの受注製作等、請負工事や受注製作の一定の期間にわたり履行義務が充足される取引については、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、期末日の見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じて進捗度を測定の上、収益を計上し、総原価を信頼性をもって見積ることができない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として計上しております。

(2) 役務提供及びロイヤルティ取引

役務提供を収益の源泉とする取引には、情報・金融セグメント等のソフトウェア保守サービス取引、その他のサービスを提供する取引があります。ソフトウェア保守サービス取引については、保守契約の一定の期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分し、収益を計上しております。その他のサービスには、機械、住生活セグメント等の輸出入取引に係る仲介業務等が含まれておりますが、これらはサービスの提供を完了した一時点をもって履行義務が充足され、収益を認識しております。また、ロイヤルティ取引には、第8セグメント等のフランチャイズ契約等に基づくロイヤルティ取引があり、フランチャイズ契約等の一定の期間にわたり、期間経過により発生した利益等に対して一定料率を乗じる方法等で収益を計上しております。

(3) 収益の総額（グロス）表示と純額（ネット）表示

収益の総額（グロス）表示と純額（ネット）表示において、顧客に財またはサービスが移転する前に当該財またはサービスに対する支配を自社が獲得している取引については、顧客との取引総額（グロス）で表示しております。

15. 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金から構成されております。受取利息は、実効金利法により、発生時に認識しております。受取配当金は、当社及び子会社が支払いを受ける権利が確定した時点で認識しております。金融費用は支払利息であり、実効金利法により発生時に認識しております。

16. 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金資産及び負債の変動である繰延税金費用から構成されております。法人所得税費用は、次に掲げる場合を除いて、純損益で認識しております。

- ・直接資本の部、またはその他の包括利益に認識される取引については、資本の部、またはその他の包括利益で認識しております。
- ・企業結合時の識別可能資産及び負債の認識に伴い発生した繰延税金は、当該企業結合ののれんに含めております。

当期支払税金は、当期の課税所得について納付すべき税額、または税務上の欠損金について還付されると見込まれる税額で測定しております。これらの税額は期末日において制定済み、または実質的に制定されている税率に基づき算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異等に対して認識しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金や繰越税額控除、繰越外国税額控除のような、将来の税務申告において税負担を軽減させるものについて、それらを回収できる課税所得が生じる可能性の高い範囲内で認識しております。一方、繰延税金負債は、将来加算一時差異に対して認識しております。但し、以下の一時差異に対しては繰延税金資産または繰延税金負債を認識していません。

- ・のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異
- ・企業結合ではなく、取引時に、会計上の損益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引での資産または負債の当初認識に係る一時差異

子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資に係る将来加算一時差異については、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ当該将来加算一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに係る将来減算一時差異については、当該将来減算一時差異が予測可能な期間内に解消し、使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定、または実質的に制定されている法人所得税法令に基づいて、繰延税金資産が回収される期または繰延税金負債が決済される期に適用されると見込まれる税率に基づいて算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当社及び子会社が当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、または異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、連結財政状態計算書において、相殺して表示しております。

なお、国際的な税務改革のPillar 2モデル（グローバル・ミニマム課税）に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債については、認識及び開示の免除規定を適用しております。

17. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を、その報告期間の発行済普通株式（自己株式を除く）の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有する潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

18. 鉱物採掘活動

探査及び評価フェーズ期間の支出のうち、探査及び評価作業に使用される資産の取得に係るものについては非流動資産に計上し、それ以外の支出については、原則として発生時に純損益で認識しております。

開発段階の支出は、商業採算性が確認できるものについて、その性質に応じて有形固定資産または無形資産に計上したうえで、生産開始時点から生産高比例法を用いて償却しております。生産段階の剥土費用について、当期に販売可能な鉱石は採掘されないが、剥土活動により特定の鉱床について将来の経済的便益が流入する可能性が高く、かつ信頼性をもってコストを測定できる場合には、資産計上し、生産高比例法を用いて償却しております。当期に販売可能な鉱石に関連する剥土費用については、当期の棚卸資産原価として認識しております。

19. 農業会計

農産物については、収穫時点において、売却費用控除後の公正価値で測定し、収穫時点までの原価累計額との差額は、発生した期の売上原価として認識しております。

果実生成型植物を除く生物資産について、公正価値が信頼性をもって測定できる場合は、当初認識時及び各期末において、売却費用控除後の公正価値で測定しております。当該会計処理に伴う公正価値の変動額は、純損益として認識しております。一方、公正価値が信頼性をもって測定できない場合は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

果実生成型植物については、有形固定資産に分類のうえ、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

20. 重要な会計上の見積り

当社及び子会社は、連結計算書類を作成するために、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす会計上の見積り及び仮定を用いております。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直され、会計上の見積りの見直しによる影響は、当該見積りを行った連結会計年度及び将来の連結会計年度に認識されます。

なお、米国の輸入関税引上げにより、経済環境の先行きを見通すことが困難な極めて不透明な状況となっており、翌期において、会計上の見積りの見直しが必要となる可能性があります。また、ロシア・ウクライナ情勢による影響について、当社及び子会社ではロシアでの資源関連投資等を行っておりますが、当期末の総資産に占める割合は1%未満です。引き続き、当社の保有するロシア・ウクライナ関連資産については直近の情勢を踏まえた適切な会計処理を行っていることから、財政状態及び経営成績への重要な影響は見込まれておりません。

将来にわたり、重要な修正を生じさせるリスクを有する見積り及び仮定は、主として次のとおりです。

- ・非上場の公正価値で測定される資本性金融資産の公正価値測定

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、非上場の銘柄については、投資先と同じ業界に属する上場銘柄の公表情報を参照したマルチプル法、あるいは投資先からの受取配当に係る将来キャッシュ・フロー見積額を現在価値に割引くことにより公正価値を算定する配当キャッシュ・フロー還元法等により公正価値を測定しております。マルチプル法を適用する場合のマルチプル倍率、あるいは配当キャッシュ・フロー還元法を適用する場合の将来受取キャッシュ・フローの見積り及び割引率は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、非上場の公正価値で測定される資本性金融資産の公正価値の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

- ・償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産に係る予想信用損失の見積り

償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産に係る予想信用損失は、当該資産に係る契約上のキャッシュ・フローと回収可能なキャッシュ・フロー見込額の差額をもとに見積っております。当該資産に係る回収可能なキャッシュ・フロー見込額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、当該資産に係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

- ・有形固定資産、投資不動産、のれん及び無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損テストにおいて測定される回収可能価額

有形固定資産、投資不動産、のれん及び無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損テストにおいて、資金生成単位を判別したうえで、当該資金生成単位の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高いほうを回収可能価額として測定しております。回収可能価額は、原則として、独立鑑定人の支援を受けて算定した使用価値に基づいております。使用価値は、取締役会が承認した事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を割引くことにより計算しております。事業計画は原則として5年を限度としており、過去の実績を反映させ、外部情報とも整合性を取ったうえで策定しております。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フローの成長率は、資金生成単位が属する市場もしくは国の平均成長率を勘案して決定しております。割引率は、各資金生成単位の加重平均資本コスト等を基礎に算定しております。当該売却費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、有形固定資産、投資不動産、のれん及び無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

当期末におけるのれん及び無形資産の残高は1,209,388百万円であり、(株)ファミリーマートの子会社化に伴い認識されたのれん214,862百万円、商標権268,639百万円、顧客関連等97,106百万円が含まれております。当該のれん及び無形資産の減損テストの使用価値算定に最も影響を及ぼす仮定は、店舗数の維持及び日商増加による営業利益向上の前提であり、これらの仮定は、過去の実績、業界動向、店舗収益性向上施策の期待効果等を反映しております。事業計画の対象期間は3年間です。当期は、インフレ等外部環境の変化により各種コストが継続的に増加しているものの、商品力向上・販促強化により、日商は前期を上回る結果となりました。当期の減損テストにおいては、2025年度から2027年度にかけて店舗数を維持しながら、コスト上昇圧力はあるものの、商品力向上・販促強化等の取組に加え、既存店舗の売場面積拡大等の取組を行うことにより、日商は緩やかな増加を見込んでおります。事業計画の対象期間を超える2028年度以降の成長率は0.5%としております。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フローの成長率については、資金生成単位が属する市場もしくは国の長期の平均成長率を勘案して決定しております。なお、店舗数が大幅に減少した場合、日商の伸び率の前提が大幅に下方修正された場合、または割引率が大幅に上昇した場合には、使用価値が帳簿価額を下回る可能性があります。

当期末における持分法で会計処理されている投資の残高は3,560,577百万円です。CITIC Limitedに対する投資については、将来の収益性、株価水準、経済環境、業界動向等の要素を総合的に勘案して、持分法投資に係る減損の兆候の有無の判定を行っております。当期においては、株価の下落による減損の兆候があると判断し、将来の収益性や規制等を考慮し、独立鑑定人の支援を受けて将来キャッシュ・フロー等を基礎とする回収可能価額を測定しました。その結果、回収可能価額が持分法投資の帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上されておられません。

・確定給付型退職後給付制度の確定給付制度債務及び制度資産の公正価値測定

確定給付型退職後給付制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれております。これら前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。これら年金数理計算の前提条件には将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務及び制度資産の公正価値の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

・引当金の測定

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日での最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

・法人所得税の見積り

法人所得税の算定に際しては、税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯等、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。そのため、各期末において見積った法人所得税と、実際に納付する法人所得税の金額とが異なる可能性があり、その場合、翌年度以降の法人所得税の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、当該回収可能性の判断は、当社及び子会社の事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。当該将来事業年度の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、繰延税金資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

21. 会計方針を適用する過程で行った判断

会計方針適用にあたっての判断が、資産、負債、収益及び費用の計上金額に重要な影響を与える項目は、主として次のとおりです。

- ・子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの範囲
- ・デリバティブを除く金融資産の、償却原価で測定される金融資産、FVTOCI金融資産及びFVTPL金融資産への分類
- ・貸手リース契約に係る重要なリスクと経済価値の移転に関する判断
- ・償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産に係る信用リスクが著しく増大しているかの判断
- ・有形固定資産、投資不動産、のれん及び無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損テスト実施にあたっての資金生成単位の判別、減損（あるいは減損戻入）の兆候の有無の評価
- ・引当金の認識に係る過去の事象から発生した現在の義務の有無及び当該義務を決済するための資源流出の可能性に関する評価

計算書類

〔株主資本等変動計算書〕

(第101期 2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 金 準 備 金	の 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計						
						そ の 利 益 オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	1,735	1,698,020	1,736,078	△401,117	1,651,011	100,052	861	100,913	1,751,924
当 期 変 動 額														
剰 余 金 の 配 当							△258,614	△258,614		△258,614				△258,614
オープンイノベーション促進積立金の取崩						△410	410	－		－				－
当 期 純 利 益							445,790	445,790		445,790				445,790
自己株式の取得									△158,184	△158,184				△158,184
自己株式の処分			1	1					374	375				375
会社分割による増							87	87		87				87
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											△28,217	△4,971	△33,188	△33,188
当期変動額合計	－	－	1	1	－	△410	187,673	187,263	△157,810	29,454	△28,217	△4,971	△33,188	△3,734
当 期 末 残 高	253,448	62,600	3	62,603	36,323	1,325	1,885,693	1,923,341	△558,927	1,680,465	71,835	△4,110	67,725	1,748,190

(第100期 2023年4月1日から2024年3月31日まで（ご参考）)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金計	利 益 準 備 金	そ の 利 益 剰 余 金	繰越利益剰余金	利益剰余金計						
当 期 首 残 高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,735	1,438,021	1,476,079	△301,327	1,490,801	83,055	△4,362	78,693	1,569,494
会計方針の変更による累積的影響額							153	153		153		△153	△153	－
会計方針の変更を反映した当期首残高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,735	1,438,174	1,476,232	△301,327	1,490,954	83,055	△4,515	78,540	1,569,494
当 期 変 動 額														
剰 余 金 の 配 当							△225,458	△225,458		△225,458				△225,458
オープン・インベション促進積立金の取崩										－				－
当 期 純 利 益							485,304	485,304		485,304				485,304
自己株式の取得									△100,083	△100,083				△100,083
自己株式の処分			1	1					293	294				294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											16,997	5,376	22,373	22,373
当期変動額合計	－	－	1	1	－	－	259,846	259,846	△99,790	160,057	16,997	5,376	22,373	182,430
当 期 末 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	1,735	1,698,020	1,736,078	△401,117	1,651,011	100,052	861	100,913	1,751,924

〔個別注記表〕

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

… 償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

… 個別法（一部の棚卸資産については総平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は、6年～50年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。但し、鉱業権については、見込引取総量に基づく生産高比例法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る
リース資産

… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係
るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

… 効果の及ぶ期間に応じて均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社株式等の実質価額低下による損失に備えるため、子会社等の財政状態等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間（14年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異を除いた退職給付債務と年金資産の差額を退職給付引当金または前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

当期末においては、伊藤忠企業年金基金に関し、未認識数理計算上の差異を除いた退職給付債務を年金資産が超過する状態のため、当該超過額は前払年金費用に計上しております。また、退職給付引当金は一時金制度に係る退職給付引当金であります。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付及び株式交付規程に基づく取締役・執行役員等への当社株式の交付等に備えるため、当期末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社は役員及び執行役員の退職慰労金制度を2005年6月の定時株主総会にて廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金は、退職時に従来の退職慰労金内規の枠内において支給することを決定しているため、当該決定に基づく当期末の支払見積額を計上しております。

(6) 債務保証等損失引当金

子会社等に対する債務保証や当期以前に締結済みの契約等から生じる偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財政状態や、将来の契約履行に伴う損失の発生可能性等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、収益に係る会計処理について、次の5ステップに従って、収益を認識しております。

ステップ1 契約の識別

ステップ2 履行義務の識別

ステップ3 取引価格の算定

ステップ4 取引価格の履行義務への配分

ステップ5 履行義務の充足による収益の認識

当社は、主に、繊維、機械、金属、エネルギー・化学品、食料、住生活、情報・金融、第8の8つのセグメントにおいて、卸売による商品の販売等を行っております。これらの取引については、顧客への商品の引渡し、倉庫証券の交付、検収書の受領等、契約上の受渡し条件が履行された時点をもって履行義務が充足され、収益を認識しております。

また、収益の総額表示と純額表示において、顧客に財またはサービスが移転する前に当該財またはサービスに対する支配を自社が獲得している取引については、顧客との取引総額で表示しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

… 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

… 繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップ等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ等については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

… ヘッジ手段として為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、外貨預金、外貨建借入金、商品先物取引及び商品先渡取引等を行い、ヘッジ対象は、将来の相場変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある資産または負債としております。

ヘッジ方針

… 当社の内部規程に基づき当社の事業活動に伴い発生する相場変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価方法

… 個々の取引特性に応じて策定したヘッジの有効性評価方法に基づき、その有効性が認められたものについてヘッジ会計を適用しております。

(3) グループ通算制度を適用しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

関係会社投融資等の評価

1. 計算書類に計上した金額

関係会社株式（注）	2,426,842百万円
その他の関係会社有価証券	24,158百万円
関係会社出資金	162,398百万円
関係会社短期・長期貸付金	54,404百万円
関係会社の借入債務等に対する保証	1,408,704百万円

（注）うち、市場価格のない子会社株式及び市場価格のない関連会社株式

子会社株式	1,915,761百万円
関連会社株式	237,942百万円

2. 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は関係会社投融資等の評価にあたり、市場価格のない株式等については、対象会社の財政状態の悪化や超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資の減損処理等及び融資等に対する引当金を認識しております。超過収益力を反映した実質価額の見積りや回復可能性の判断は事業計画等を基礎として行っております。事業計画等では、市況変動、投資先の業界の成長性や競争等の仮定が使用されており、これらの仮定の見直しが必要となった場合、翌期において、投資の減損処理等及び融資等に対する引当金を認識する可能性があります。

なお、米国の輸入関税引上げにより、経済環境の先行きを見通すことが困難な極めて不透明な状況となっており、翌期において、会計上の見積りの見直しが必要となる可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式	28,486百万円
関係会社長期貸付金	19,785百万円
上記の他、投資有価証券624百万円を差入保証金の代用として差入れております。	

(2) 担保に係る債務

該当する債務はありません。

なお、担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,052百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

〔関係会社〕		〔一般〕	
デジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社	305,116百万円	HCJホールディングス(株)	39,609百万円
Orchid Alliance Holdings Limited	298,824	その他	17,860
B S インベストメント(株)	188,500	小計	57,469
伊藤忠フードインベストメント合同会社	78,555		
シトラスインベストメント合同会社	55,392		
伊藤忠トレジャリー(株) (注)	53,476		
ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION	47,061		
伊藤忠自動車投資合同会社	45,260		
ITOCHU FIBRE LIMITED	35,252	関係会社 小計	1,408,704
その他	301,268	一般 小計	57,469
小計	1,408,704	合計	1,466,173

なお、複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。

(注) 当社は伊藤忠トレジャリー(株)による金融機関からの借入債務298,289百万円に対して保証を行っておりますが、下記の金額を控除した53,476百万円を当社の保証額として記載しております。

- ・保証対象となる借入債務のうち、26,846百万円はOrchid Alliance Holdings Limitedへの長期貸付を目的とした借入債務であり、当社は当該貸付についてOrchid Alliance Holdings Limitedの長期借入債務に対しても保証を行っているため、保証額から控除しております。
- ・保証対象となる借入債務には、伊藤忠トレジャリー(株)が当社の引受輸入手形を免責的債務引受したことによる借入債務が含まれます。このうち217,967百万円は、当該債務引受に際し当社が未決済であり、伊藤忠トレジャリー(株)に対して計上している未払金の残高と対応することから、保証額から控除しております。

(2) 受取手形割引高
 輸出手形割引高 7,059百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,074,091百万円	長期金銭債権	49,069百万円
短期金銭債務	372,245百万円	長期金銭債務	5,630百万円

上記には、貸借対照表において区分して表示している関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金を含めて記載しております。

5. 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
子会社株式	54,614	202,646	148,032
関連会社株式	218,525	414,625	196,100
合計	273,139	617,271	344,132

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額
子会社株式	1,915,761
関連会社株式	237,942

6. 取締役に対する金銭債務

金銭債務 2,021百万円

なお、上記金銭債務の他、譲渡制限付株式報酬の現金支給見込額として21百万円を未払費用、過年度の特別賞与の支給見込額として381百万円、株価連動型賞与の支給見込額として1,823百万円をその他固定負債に計上しております。

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高（注）

販売	1,652,295百万円
仕入高	710,347百万円
営業取引以外の取引による取引高	941,485百万円

（注）営業取引による取引高は、総額表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	144,587	20,702	0	165,289

（注）株式給付型ESOP信託口が所有する当社株式468千株及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式1,316千株は、貸借対照表上で自己株式として処理しておりますが、自己保有株式ではないため、上記自己株式の表示には含めておりません。

＜変動事由の概要＞

- ・自己株式の数の増加は、2024年8月5日の取締役会決議に基づく自己株式の取得19,895千株、同日の取締役会決議に基づく所在不明株主の株式買取り796千株、及び単元未満株式の買取り10千株であります。
- ・自己株式の数の減少は、単元未満株式の処分0千株であります。

2. 会社分割による増加に関する事項

2025年3月14日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、㈱東信別荘地管理を吸収分割承継会社とする無対価の会社分割を実施しました。本会社分割は共通支配下の取引等として、移転事業に係る株主資本相当額を利益剰余金の増加とする処理を行っております。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び投資損失引当金	28,408百万円
債務保証等損失引当金	92
投資有価証券等評価損	136,272
退職給付引当金	10,626
販売用不動産評価損	245
減損損失等	2,953
その他	44,235
繰延税金資産小計	222,831
評価性引当額	△176,309
繰延税金資産合計	46,522

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△445
その他有価証券評価差額金	△29,770
その他	△14,109
繰延税金負債合計	△44,324
繰延税金資産（負債）の純額	2,198

(注) 当社はグループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)日本アクセス	直接 100.00%	食料品・酒類・ 雑貨等の販売	食品等の販売(注1)	530,587	売掛金 未払金 未払費用 その他固定負債	90,678 1,159 440 150
子会社	伊藤忠トレジャリー(株)	直接 100.00%	貿易金融資金の 包括委任等	輸出手形に係る 包括委任契約(注2)	—	未収入金	43,488
				引受輸入手形の 債務引受契約(注2)	—	未払金	217,967
				利息等の支払(注2)	10,527	—	—
			資金の預け	資金の預入れ(注3)	—	預け金	693,295
				利息の受取(注3)	7,141	—	—
			資金の借入	資金の借入(注3)	—	短期借入金	1,489
				利息の支払(注3)	232	—	—
子会社	リテールインベストメント カンパニー合同会社(注6)	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4)(注5)	298,289	—	—
				保証料の受取(注4)	1,403	—	—
子会社	デジタルバリューチェーン パートナーズ合同会社	直接 100.00%	増資	増資(注7)	416,881	—	—
				出資の払戻し	520,782	—	—
子会社	Orchid Alliance Holdings Limited	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4)	305,116	—	—
				保証料の受取(注4)	156	—	—
子会社	B S インベストメント(株)	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4)	298,824	—	—
				保証料の受取(注4)	311	—	—
子会社	伊藤忠フードインベストメント 合同会社	直接 90.00% 間接 10.00%	債務保証	債務保証(注4)	188,500	—	—
				保証料の受取(注4)	133	—	—
子会社	シトラスインベストメント 合同会社	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4)	78,555	—	—
				保証料の受取(注4)	98	—	—
子会社	シトラスインベストメント 合同会社	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4)	55,392	—	—
				保証料の受取(注4)	44	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 同社に対する販売については、市場価格等を勘案して、毎期価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
- (注2) 同社とは、輸出手形割引等の荷為替金融を外貨調達的手段として活用するため、貿易金融資金の包括委任契約等を締結しております。外貨建輸出手形については、期日前割引の裁量権を付帯した資金回収業務を同社に委託しております。なお、当該裁量権に基づき、同社が期日前割引を行った金額のうち、当社が未回収の残高を未収入金として計上しております。また、引受輸入手形については、同社と免責的債務引受契約を締結し、同社が当社の引受輸入手形を銀行からの手形借入として債務引受しております。なお、当該債務引受に際し、当社が同社に対して未決済の残高を未払金として計上しており、未払金に係る利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 同社に対する資金の預入れ及び同社からの借入は、グループ金融制度に基づいており、利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 各社の銀行、伊藤忠トレジャリー(株)からの借入等につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注5) 当該債務保証対象の借入のうち、26,846百万円はOrchid Alliance Holdings Limitedへの長期貸付を目的としており、当社はOrchid Alliance Holdings Limitedの伊藤忠トレジャリー(株)からの長期借入についても債務保証を行っております。また、当該債務保証対象の借入には、伊藤忠トレジャリー(株)が当社の引受輸入手形につき債務引受を行ったことによる銀行借入が含まれております。このうち217,967百万円は、当該債務引受に際し、当社が伊藤忠トレジャリー(株)に対して計上している未払金残高と対応いたします(注2参照)。これらの金額を控除した当社の保証額は53,476百万円です。
- (注6) 同社は2025年3月に清算しております。議決権等の割合及び取引については関連当事者であった期間のものを記載しております。
- (注7) 同社に対して416,881百万円の追加出資を行ったものです。
- (注8) 同社の清算に伴う出資の払戻しにより、同社保有の(株)ファミリーマート株式520,782百万円が交付されております。なお、取引金額は同社における帳簿価額となっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 1,233円02銭

1株当たり当期純利益 311円78銭

- (注) 株式給付型ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、貸借対照表上の自己株式として処理しており、上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 重要性のある会計方針の要約 14.収益」に記載しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

1. C.P. Pokphand Co. Ltd.株式の譲渡

2025年4月21日に開示のとおり、当社はCharoen Pokphand Foods Public Company Limitedの完全子会社であるCPF Investment Limitedに対し、保有するすべてのC.P. Pokphand Co. Ltd.株式を譲渡する旨の契約を締結し、4月30日に当該契約に基づき譲渡を完了しました。

当該事象の結果、翌期の計算書類において、投資有価証券売却損益等の計上による当期純利益への影響は122,359百万円となる見込みです。

2. 自己株式の取得に係る事項の決定

当社は、2025年5月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を次のとおり決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式を取得するもの。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得しうる株式の総数 : 28,000,000株を上限とする
 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約2.0%)
- ③取得しうる株式の総額 : 150,000百万円を上限とする
- ④取得期間 : 2025年5月7日～2025年12月31日

3. 社債の発行

当社は2024年5月15日の取締役会の決議に基づき、以下の社債を2025年4月10日に日本で発行しました。

- ・発行価額の総額が33,000百万円の2028年満期利率0.948%利付普通社債
- ・発行価額の総額が23,000百万円の2030年満期利率1.113%利付普通社債